

入間市立学校設置条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の趣旨

入間市公共施設マネジメント事業計画に基づく学校統廃合に伴い、西武中学校及び野田中学校を廃止し、西武中学校を新設するため、「入間市立学校設置条例」の一部を改正するものです。

2 改正の内容

「中学校の部」中、「埼玉県入間市立西武中学校 入間市大字仏子 960 番地の 1」を「埼玉県入間市立西武中学校 入間市大字野田 1741 番地」に改め、「埼玉県入間市立野田中学校 入間市大字野田 1741 番地」を削るものです。併せて、学校名の配列を整理するため、所要の改正を行います。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日